

イオンSuicaカード旅行傷害保険のご案内(あらまし)



このリーフレットはイオンSuicaカード旅行傷害保険のあらましを説明したものです。実際のお支払い可否等の詳細につきましては、普通保険約款および特約条項に基づきます。このリーフレットの記載内容は、2020年4月現在のものです。内容について予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

◆保険内容に関するお問い合わせ◆ 取扱代理店：株式会社JR東日本商事 営業本部 保険部 フリーダイヤル：0120-989-678 (9:30~18:00 土・日・祝日・年末年始休)	◆付保証明書発行に関するお問い合わせ◆ 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第三部 鉄道運輸室 TEL:03-5223-1406 (9:30~17:00 土・日・祝日・年末年始休)
◆保険事故に関するお問い合わせ◆ ＜海外旅行傷害保険の場合＞ 東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室 TEL:03-5537-3590 (9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)	◆国内旅行傷害保険の場合＞ 東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第二部 傷害保険損害サービス第二課 TEL:03-6632-0694 (9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

○お問い合わせの際のご注意○
保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスをご利用の際には、カード会員資格（氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号等）および日本ご出国日等を確認させていただきます。確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。
カード会員資格の確認が出来なかった場合には、保険金のお支払に関するご相談の受付やアシスタンスサービスのご提供はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

イオンSuicaカード旅行傷害保険のよくある質問



保険の適用条件は次ページ以降の概要に記載していますので必ずお読みください。

Q1:イオンSuicaカード付帯の旅行傷害保険適用条件について教えてください。

海外旅行の場合	(例)
①出発日時時点で有効なイオンSuicaカード会員であること ※カードでの旅行代金決済の有無を問いません。 ※旅行にカードを持参する必要はありませんが、現地にてアシスタンスサービスを利用される場合にはカード会員資格(氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号等)および日本ご出国日等の確認が必要になりますのでご注意ください。	(1)旅行会社が企画・募集した旅行の場合 ・「募集型企画旅行参加中」の事故 →宿泊を伴う募集型企画旅行であり、当該旅行費用をイオンSuicaカードで決済すること。
国内旅行の場合	(2)自分で手配した旅行の場合 ・「公共交通乗用具」搭乗中の事故 →乗車券等の代金を「公共交通乗用具」搭乗前にイオンSuicaカードで決済すること。 ※改札口を入ってから出るまでの間の傷害事故が補償の対象となります。 ※乗車券等には、Suica(チャージ残高による利用の場合)、定期券、回数券、オレンジカード、入場券は含まれません。
①出発日時時点で有効なイオンSuicaカード会員であること ②旅行の費用(交通費、募集型企画旅行の代金、宿泊代)をイオンSuicaカードで決済すること ※募集型企画旅行と個人の手配旅行の場合の詳細は、右記(例)をご参照ください。 ※旅行の費用(交通費、募集型企画旅行の代金、宿泊代)を、他のイオンSuicaカード会員がイオンSuicaカードで決済した場合でも対象となります(その場合でも、あくまでも被保険者はイオンSuicaカード会員となります)。	・「宿泊先」での事故 →ノークーポンシステムによらず宿泊施設の予約を行い、当該宿泊代をチェックイン前にイオンSuicaカードで決済すること。またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、当該宿泊代をイオンSuicaカードで決済することを伝えること。 ※宿泊施設内での火災・爆発・破裂によって被った傷害事故が補償の対象となります。

Q2:保険金の請求方法についてはどうすればいいですか？

海外旅行・国内旅行共通
かかった費用をお支払いいただき、事故の日から30日以内に上記の、保険事故に関するお問い合わせの番号へご連絡ください。(海外旅行の場合は、医師の診断書やお支払の明細が分かるものを持ち帰りいただきご請求ください)

イオンSuicaカード旅行傷害保険の概要

イオンSuicaカード会員の皆様へ イオンSuicaカードに付帯されている旅行傷害保険は以下の内容となっております。

1. 国内旅行傷害保険(カード利用付帯)

- (1) 対象となる国内旅行事故
A. 「公共交通乗用具」搭乗中の事故
乗車券等の代金を「公共交通乗用具」搭乗前にイオンSuicaカードで決済した、当該「公共交通乗用具」搭乗中の傷害事故(当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側にいる間に限ります)での傷害事故も含みます)
※「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。
また、乗車券等には、Suica(チャージ残高による利用の場合)、定期券、回数券、オレンジカード、入場券は含まれません。
B. 「募集型企画旅行参加中」の事故
宿泊を伴う募集型企画旅行の費用をイオンSuicaカードで決済した、当該募集型企画旅行に参加中の傷害事故
※募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。
また、募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとして扱います。

- C. 「宿泊先」での事故について
・イオンSuicaカード会員が、カード加盟店でノークーポンシステムを利用しイオンSuicaカードで決済することを告知して宿泊施設の予約を行った、当該宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故
・イオンSuicaカード会員が、カード加盟店でノークーポンシステムによらず宿泊施設の予約を行い、かつその代金をチェックインする前にイオンSuicaカードで決済した、当該宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故
※ノークーポンシステムとは、カード会社またはカード加盟店である旅行者(旅行者代理業者を含みます)に対してカード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設の代金を決済することを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。
被保険者(保険の対象者)はイオンSuicaカード会員となります。また、旅行の費用(交通費、募集型企画旅行の代金、宿泊代)を、他のイオンSuicaカード会員がイオンSuicaカードで決済した場合でも対象となります(その場合でも、あくまでも被保険者はイオンSuicaカード会員となります)。

- (2) お支払する保険金
・傷害死亡・後遺障害保険金 最高 1,000万円
・傷害入院保険金 日額 3,000円
・傷害手術保険金 傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)
・傷害通院保険金 日額 2,000円
※お支払する保険金の詳細につきましては後述の補償内容の表をご参照ください。

2. 海外旅行傷害保険(自動付帯)

- (1) 対象となる海外旅行事故
イオンSuicaカード会員であれば事前のご連絡なしに対象となります。補償対象旅行期間は海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に到着するまでの間かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に到着した翌日の午後12時まで

となり。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して90日後を限度とします。

- (2) お支払する保険金
・傷害死亡・後遺障害保険金 最高 500万円
・傷害治療費用保険金 最高 50万円
・疾病治療費用保険金 最高 50万円
※携行品損害に対する補償は対象となりません。また、お支払する保険金の詳細につきましては後述の補償内容の表をご参照ください。
- (3) 東京海上日動海外総合サポートデスクについて
海外旅行中に会員が万が一ケガをされたり病気になる場合、後述の東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話いただければ、その状況に応じて【救急病院の紹介・手配、転院の手配など】保険金の支払い範囲内でサービスを提供いたします。

3. 同種の保険に加入している場合について

下記は、一般的なクレジットカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明したものです。詳細については、各カード会社、各引受保険会社にお問い合わせください。

- (1) 国内旅行傷害保険
A. 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について
・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。
B. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について
・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金
お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。
- (2) 海外旅行傷害保険
A. 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について
a. イオンSuicaカードと他の個人カードをお持ちの場合
・傷害死亡・後遺障害保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。
・その他の保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。
b. イオンSuicaカードと法人カードをお持ちの場合
・傷害死亡・後遺障害保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります。
・その他の保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。
※法人カードを複数枚お持ちの場合のお客様のお受取になる保険金額はご加入のカード会社へご確認ください。
B. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について
・傷害死亡・後遺障害保険金
お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。
・その他の保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

※死亡保険金の受取人について
保険金受取人は、国内旅行・海外旅行ともに被保険者の法定相続人となります。受取人の指定は出来ません。

4. 保険金の請求に必要な書類

事故の日から30日以内に東京海上日動火災保険株式会社へご連絡ください。保険金請求方法の詳細についてご案内いたします。

ご請求になる保険金の種類	国内旅行			海外旅行			
	傷害死亡	傷害後遺障害	入院/手術/通院	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用
必要書類							
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
パスポートのコピー* 1				○	○	○	○
事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	○	○	○	○	○	○	
医師の診断書* 2		○	○		○	○	○
治療費の明細書および領収書						○	○
死亡診断書または死体検案書	○			○			
被保険者の戸籍謄本	○			○			
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○			
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○			
その他の関係書類	詳しくは事故受付の際にご案内をさせていただきます						

- * 1 日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページもしくはeチケット
- * 2 保険金請求額が10万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください

(注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただきます。

東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先 24時間 年中無休

「東京海上日動海外総合サポートデスク」LINE 無料通話 ^{* 3} のご案内
スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問い合わせいただけます。日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、海外ローミング料金が発生することがありますが、LINEの無料通話 ^{* 3} の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問い合わせいただけます(右記記載の、海外フリーダイヤルもご利用いただけます)。
<div><div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div></div></div></div></div> <p>* 3 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただく、LINEが起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。</p>
<p>http://www.intac-net.co.jp/line/card/</p>
<p>◎LINE無料通話でのご連絡方法◎</p> <ol style="list-style-type: none">上記二次元バーコードから専用サイト^{* 4}にアクセスします。 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。 メッセージに従い「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクに繋がります。 <p>* 4 LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。</p> <p>※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。</p>
<p>《ご注意点》</p> <ul style="list-style-type: none">パケット通信料はお客さまの負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。 東京海上日動海外総合サポートデスクからお客さまのLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客さまが利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。 LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。 お客さまの滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。 通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。 本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。 本サービスは、海外に滞在中のお客さまを対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問い合わせは、日本国内の保険金ご請求ダイヤル(03-5537-3590 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始休)をご利用ください。

以下に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております		
北	滞 在 地	電 話 番 号
米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571
	ハワイ	1-800-446-5571
	グアム	1-888-841-7905
	サイパン	1-866-666-5127
	カナダ	1-800-665-6779
		バミューダ諸島
中 南 米	チリ	1230-020-2474
ヨーロ ッパ	アイルランド	1-800-55-8166
	イギリス	0800-028-6560
	イタリア	800-8-70715
	オーストリア	0800-281-284
	オランダ	0800-022-5777
	ギリシャ	00-800-8113-0008
	スイス	0800-55-5692
	スウェーデン	020-791-027
	スペイン	9009981-64
	デンマーク	8001-0516
	ドイツ	0800-1-81-1391
	ノルウェー	800-13179
	ハンガリー	06-800-11886
	フィンランド	0800-1-181-33
	フランス	0800-909634
	ベルギー	0800-1-8115
	ポルトガル	800-8-81-127
	ルクセンブルク	8002-2863
ロシア	810-800-20041081	
ア ジ ア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	イスラエル	1-80-947-8001
	インドネシア	001-803-81-0154
	韓国	00798-81-1-0068
	シンガポール	800-811-0423
	タイ	001-800-811-0215
	台湾	0080-181-2233
	中国	4001-202989
	トルコ	00-800-8191-9166
	フィリピン	1-800-1-811-0177
香港	800-96-6933	
マカオ	0800-449	
マレーシア	1800-80-3072	
オセアニア	オーストラリア	1-800-146-401
	ニュージーランド	0800-44-8461
アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595

<フリーダイヤルご利用にあたってのご注意事項>

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合には、以下の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または左記の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

- ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- 東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

- 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
- 現地の市内通話料金
- ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の国・地域の場合はダイヤル直通または国際コレクトコールにて

(81)-3-6758-2460 へご連絡ください。

※東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社により提供しております。

5. 国内旅行の場合の補償内容(カード利用付帯)

担保項目	傷 害				
	① 死 亡	② 後遺障害	③ 入 院	④ 手 術	⑤ 通 院
	1,000万円	程度により40万円～1,000万円	1日につき3,000円(フランチャイズ7日(* 1))	入院保険金日額の10倍(入院中の手術(*2))または5倍(入院中以外の手術(*2))(フランチャイズ7日(* 1))	1日につき2,000円(フランチャイズ7日(* 1))
保険金をお支払いする場合	<p>I 被保険者が公共交通乗用具(* 3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。</p> <p>II 被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)にいる間に限ります)でケガをされた場合も含みます。</p> <p>III 被保険者が宿泊をとまなう募集型企画旅行に参加中(* 4)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。</p> <p>* 1：「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日目を以降においてまなお入院または通院の状態にある場合に限り、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに治療(入院または通院)が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>* 3：「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。</p> <p>* 4：「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。</p> <p>なお、募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。</p>				
お支払いする保険金	<p>上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額を、法定相続人にお支払いします。</p> <p>②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>③入院された場合(※フランチャイズ7日)、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。</p> <p>④手術(* 2)を受けられた場合(※フランチャイズ7日)、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金日額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>⑤通院された場合(※フランチャイズ7日)、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。</p> <p>* 2：「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。 先進医療(* 5)に該当する所定の手術。 <p>* 5：「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります)をいいます。</p>				
できない主な場合	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">①次のような原因により生じたケガ。 <ul style="list-style-type: none">被保険者や保険金受取人の故意。 被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為。 戦争、その他の変乱(* 6)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。 被保険者の無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置。 地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。 危険なスポーツ活動中の事故(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます)。 自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 * 6：戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。				

6. 海外旅行の場合の補償内容(自動付帯)

担保項目	傷 害			疾 病	
	死 亡	後遺障害	治療費用	治療費用	治療費用
	500万円	程度により20万円～500万円	1傷害治療50万円限度		1疾病治療50万円限度
払いする場合	被保険者が、旅行期間中(* 1)の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に死亡した場合。	被保険者が、旅行期間中(* 1)の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に死亡した場合。	被保険者が、旅行期間中(* 1)の偶然な事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。	海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または海外旅行中に感染した特定の感染症(* 2、* 3)により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 <p>* 2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。</p> <p>* 3：保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。</p>	
お支払いする保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額を、法定相続人にお支払いします。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります) <p>①医師・病院に支払った診察・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)</p> <p>②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③義手、義足の修理費</p> <p>④入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガについて、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)</p> <p>⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされ、被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払い対象となりません。</p>	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります) <p>※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。</p> <p>①医師・病院に支払った診察・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)</p> <p>②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回の病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)</p> <p>④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされ、被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払い対象となりません。</p>	
できない主な場合	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">①次のような原因により生じた疾病。 <ul style="list-style-type: none">被保険者や保険金受取人の故意。 けんか、自殺、犯罪行為。 戦争、その他の変乱(* 4)、放射線照射、放射能汚染。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用。 ④視力の屈折矯正を目的とした治療費用(眼鏡作成、レーシック手術等) ⑤山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。 ⑥歯科疾病。 ⑦旅行開始前または旅行終了後に発病した病気。				

- * 1：旅行期間中とは、被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して90日後を限度とします。
- * 4：戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

注 保険金のお支払いを行うことにより、保険会社が制裁等を受けるおそれがある場合は、その損害に対しては保険金をお支払いしません。